



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年8月26日火曜日 第2600号

◇ 目 次 ◇

愛媛県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更.....(税務課)... 710

医療機関の指定.....(保健福祉課)... 711

施術機関の指定.....(")... 711

指定医療機関の廃止の届出.....(")... 711

医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定.....(")... 711

介護機関(居宅介護事業者)の指定.....(")... 712

介護機関(介護予防事業者)の指定.....(")... 712

指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....(")... 712

指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更.....(")... 713

指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....(")... 713

指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....(")... 713

指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....(")... 713

救急病院の協力申出.....(医療対策課)... 714

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....(都市計画課)... 714

宅地建物取引業者の業務の停止(2件).....(建築住宅課)... 714

指定障害児通所支援事業者の指定.....(東予地方局地域福祉課)... 714

指定居宅サービス事業者の指定.....(")... 714

指定介護予防サービス事業者の指定.....(")... 715

指定障害福祉サービス事業者の指定.....(")... 715

道路の区域変更(県道上分三島線).....(東予地方局四国中央土木事務所)... 715

道路の区域変更(一般国道319号).....(")... 715

道路の供用開始(").....(")... 716

開発行為に関する工事の完了.....(中予地方局建築指導課)... 716

建設業者の許可の取消し.....(南予地方局管理課)... 716

道路の供用開始(県道宇和島城辺線).....(")... 716

道路の区域変更(県道佐田岬三崎線).....(南予地方局八幡浜土木事務所)... 717

道路の区域変更(県道小田河辺大洲線).....(南予地方局大洲土木事務所)... 717

公 告

土地(建付地)の売払い.....(総務管理課)... 717

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....(選挙管理委員会)... 719

公営企業公告

人工透析システムの購入.....(公営企業管理局総務課)... 719

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第992号

愛媛県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)第3条第1項の規定により、平成26年7月24日次のとおり愛媛県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成26年8月26日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売りさばき人氏名	変更事項	
		新	旧
21	愛媛県猟友会 松山支部 福泉建一	1 代表者氏名 福泉建一	1 代表者氏名 青木義隆

○愛媛県告示第993号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成26年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年 月 日
---------	----------	--------------

松野内科クリニック	伊予郡松前町大間166番地 1	平成26年 7月 1日
うさぎ薬局	今治市末広町三丁目 3 - 4	平成26年 7月 1日
訪問診療クリニック 六花	東温市牛淵331番地 1	平成26年 7月 1日

○愛媛県告示第994号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 1 項の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成26年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

施 術 機 関		施 術 所		指 定 年 月 日
氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
河 野 宏	伊予郡松前町西高柳345	-	-	平成26年 7月30日
村 上 曜 優	-	訪問マッサージ暖心今治店	今治市喜田村四丁目13 - 53	平成26年 7月30日
吉 岡 良 倫	-	訪問マッサージ暖心今治店	今治市喜田村四丁目13 - 53	平成26年 7月30日
畝 香 保 里	-	訪問マッサージ暖心今治店	今治市喜田村四丁目13 - 53	平成26年 7月30日
村 上 きよみ	-	訪問マッサージ暖心今治店	今治市喜田村四丁目13 - 53	平成26年 7月30日
沢 田 秀 子	-	訪問マッサージ暖心今治店	今治市喜田村四丁目13 - 53	平成26年 7月30日
越 智 一 壽	-	訪問マッサージ暖心今治店	今治市喜田村四丁目13 - 53	平成26年 7月30日

○愛媛県告示第995号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃 止 年 月 日
穴戸脳神経クリニック	宇和島市堀端町 2 - 7	平成26年 6月30日
松野内科クリニック	伊予郡松前町大間166番地 1	平成26年 7月 1日

○愛媛県告示第996号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

平成26年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 療 機 関（ 指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等 ） の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	指 定 訪 問 看 護 事 業 等 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目 9 番13号	訪問看護ステーションはびねす	新居浜市喜光地一丁目 4 番19号	平成26年 5月28日
独立行政法人地域医療機能推進機構	東京都港区高輪三丁目22番12号	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院附属訪問看護ステーション	宇和島市賀古町一丁目 2 番20号	平成26年 7月 1日

○愛媛県告示第997号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成26年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人西予市野城総合福祉協会	西予市野村町野村8号479番地1	デイサービスセンター寿楽苑	西予市城川町魚成7026番地1	平成26年4月1日
社会福祉法人西予市野城総合福祉協会	西予市野村町野村8号479番地1	短期入所生活介護事業所寿楽苑	西予市城川町魚成7026番地1	平成26年4月1日
有限会社エンジェル・コール	西条市朔日市807番地	グループホーム緑の家	西条市飯岡1896番地	平成26年7月23日
株式会社アコンプリシー	松山市朝生田町六丁目2番5号	介護付有料老人ホーム笑歩会	宇和島市保田甲981-1	平成26年7月29日

○愛媛県告示第998号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成26年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人西予市野城総合福祉協会	西予市野村町野村8号479番地1	デイサービスセンター寿楽苑	西予市城川町魚成7026番地1	平成26年4月1日
社会福祉法人西予市野城総合福祉協会	西予市野村町野村8号479番地1	短期入所生活介護事業所寿楽苑	西予市城川町魚成7026番地1	平成26年4月1日
有限会社エンジェル・コール	西条市朔日市807番地	グループホーム緑の家	西条市飯岡1896番地	平成26年7月23日
株式会社アコンプリシー	松山市朝生田町六丁目2番5号	介護付有料老人ホーム笑歩会	宇和島市保田甲981-1	平成26年7月29日

○愛媛県告示第999号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成26年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	株式会社悠遊社新居浜事業所	（変更後） 新居浜市瀬戸町1番15号	平成25年8月1日
			（変更前） 新居浜市皇原町11-40	

○愛媛県告示第1000号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成26年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	株式会社悠遊社新居浜事業所	（変更後） 新居浜市瀬戸町1番15号	平成25年 8月 1日
			（変更前） 新居浜市星原町11-40	

○愛媛県告示第1001号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成26年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	株式会社悠遊社新居浜事業所	（変更後） 新居浜市瀬戸町1番15号	平成25年 8月 1日
			（変更前） 新居浜市星原町11-40	

○愛媛県告示第1002号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人城川町社会福祉施設協会	西予市城川町魚成7026番地1	西予市城川デイサービスセンター	西予市城川町魚成7026番地1	平成26年 3月31日
社会福祉法人城川町社会福祉施設協会	西予市城川町魚成7026番地1	西予市城川老人短期入所施設	西予市城川町魚成7026番地1	平成26年 3月31日
松野敏文	伊予郡松前町大間337番地3	松野内科クリニック	伊予郡松前町大間166番地1	平成26年 7月 1日

○愛媛県告示第1003号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人城川町社会福祉施設協会	西予市城川町魚成7026番地1	西予市城川デイサービスセンター	西予市城川町魚成7026番地1	平成26年 3月31日

社会福祉法人城川町社会福祉施設協会	西予市城川町魚成7026番地 1	西予市城川老人短期入所施設	西予市城川町魚成7026番地 1	平成26年 3月31日
松野敏文	伊予郡松前町大間337番地 3	松野内科クリニック	伊予郡松前町大間166番地 1	平成26年 7月 1日

○愛媛県告示第1004号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成26年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
浦屋病院	松山市中一万町 5 番地10	医療法人社団西仁会	平成29年 8月23日 まで

○愛媛県告示第1005号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、宇和島都市計画ごみ焼却場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成26年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第1006号

宅地建物取引業（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定に

基づき、平成26年 9月 8日から平成26年10月 7日まで次の者に係る宅地建物取引業務の全部の停止を命じた。

平成26年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

商 号	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号
シティホーム	渡 邊 亥早雄	松山市萱町 1 丁目 4 - 2	愛媛県知事 ⁽⁹⁾ 第2693号

○愛媛県告示第1007号

宅地建物取引業（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定に基づき、平成26年 9月 8日から平成26年10月 7日まで次の者に係る宅地建物取引業務の全部の停止を命じた。

平成26年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

商 号	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号
株式会社千國	山 内 光 正	新居浜市観音原町 甲985番19	愛媛県知事 ⁽²⁾ 第4876号

○愛媛県告示第1008号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成26年 8月26日

東予地方局長 渡 瀬 賢 治

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指 定 障 害 児 通 所 支 援 の 種 類	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 日 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850500152	えーる合同会社	新居浜市庄内町四丁目 6 番 5 号	田 村 梨 沙	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス えーる	新居浜市庄内町四丁目 6 番 5 号	平成26年 8月15日

○愛媛県告示第1009号

介護保険法（平成 9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成26年 8月26日

東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地		
株式会社すてっぴ	訪問看護リハビリステーション すてっぴ	愛媛県今治市立花町三丁目 2 番35号	平成26年 7月 2日	訪問看護

○愛媛県告示第1010号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成26年 8月26日

東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社すてっぷ	訪問看護リハビリステーション すてっぷ	愛媛県今治市立花町三丁目2番35号	平成26年7月2日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第1011号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成26年 8月26日

東予地方局長 渡 瀬 賢 治

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810600167	生活協同組合コープえひめ	松山市朝生田町三丁目1番12号	松 本 等	同行援護	コープえひめ訪問介護事業所西条	西条市神拝甲454番地2	平成26年 8月15日

○愛媛県告示第1012号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	上分三島線	四国中央市三島中央五丁目1540番4から 同市三島中央五丁目1515番9地先まで	旧	メートル 14.0～19.5	キロメートル 0.027	
			新	15.5～24.0	0.027	

○愛媛県告示第1013号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町上山3031番7から 同町上山3040番9まで	旧	メートル 5.4～37.5	キロメートル 0.113	
			新	20.3～62.5	0.090	
一 般 国 道	319号	四国中央市金砂町小川山乙1724番10から 同町小川山乙1724番13まで	旧	5.9～12.9	0.055	
			新	6.3～17.4	0.050	
一 般 国 道	319号	四国中央市金砂町平野山乙293番2から 同町平野山乙293番2まで	旧	4.2～6.2	0.122	
			新	18.1～25.6	0.122	

○愛媛県告示第1014号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	319号	四国中央市新宮町上山3031番7から 同町上山3040番9まで	平成26年 8月26日
一般国道	319号	四国中央市金砂町小川山乙1724番10から 同町小川山乙1724番13まで	平成26年 8月26日
一般国道	319号	四国中央市金砂町平野山乙293番2から 同町平野山乙293番2まで	平成26年 8月26日

○愛媛県告示第1015号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年 8月26日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
26中局建（開）第22号 平成26年 8月14日	東温市南方字森1868番1、1870番1、1868番1地先農道水路、同市北方字 古市甲3381番1	松山市井門町373番地1 株式会社上浮穴産業 代表取締役 西岡 貞夫

○愛媛県告示第1016号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
（般特-24）第91号	平成24年 5月24日	山下建設（株）	山下 普	宇和島市吉田町魚棚87	平成26年 7月7日	大工工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 （一部）

○愛媛県告示第1017号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	宇和島市津島町下畑地乙707番地先から 同町下畑地乙711番2まで	平成26年 8月26日

○愛媛県告示第1018号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成26年 8 月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	佐田岬三崎線	西宇和郡伊方町三崎4800番地先から 同町三崎4791番地先まで	旧	メートル 13.5～18.6	キロメートル 0.106	
			新	78.0～120.4	0.106	

○愛媛県告示第1019号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成26年 8 月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂2219番から 同町山鳥坂2215番まで	旧	メートル 5.0～18.3	キロメートル 0.104	
			新	8.1～28.6	0.104	

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。
 平成26年 8 月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地（建付地）の売払い
- (2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所 在 地	土 地		建 物			予定価格
	地 目	地 積	種 類	構 造	床 面 積	
西条市中野字楠甲525番 1	宅 地	1,347.88㎡	居 宅 外	木造瓦葺平家建外	384.10㎡	3,100,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当しない者であること。
 ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者
- (2) 入札参加申込書の提出
この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。
 ア 提出期間
平成26年 8 月26日（火）から平成26年 9 月10日（水）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）
 イ 提出場所
愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089) 912 - 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成26年9月10日(水)午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問合せ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成26年9月2日(火)午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成26年9月25日(木)午前11時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県西条市喜多川796番地 1

愛媛県東予地方局7階中会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第37号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成26年 8月26日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1・2 省略				1・2 省略			
3 老人ホーム				3 老人ホーム			
名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日	名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日
省略				省略			
特別養護老人ホーム風早の家	省略			特別養護老人ホーム風早の家	省略		
特別養護老人ホーム味酒野ていれぎ荘	特別養護老人ホーム	松山市衣山五丁目719-1	平成26年 8月26日				
省略							
4・5 省略				4・5 省略			

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年 8月26日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

1 入札に付する事項

- (1) 件名
人工透析システムの購入
- (2) 購入物品名及び数量
人工透析システム 1式
(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限
平成27年2月12日(水)まで
- (5) 納入場所
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2433の1
愛媛県立南宇和病院
- (6) 入札方法
ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。
イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 知事の審査を受け、平成26年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で次の事項に該当する者。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告で示す物品を納入期限までに確実に納入できることを証明した者であること。
 - (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中ではない者であること。
 - (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法
電子入札システムによる。
- (2) 入札書の受領期限
契約条項及び入札説明書の掲載場所
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。
<https://www.ebid-ppi.pref.ehime.jp/ebidPPIGPublish/EjPPIj>
- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限

平成26年 9月22日（月）午後 5時00分まで。

(4) 入札書の受領期限

電子入札システムによる場合は、平成26年10月 6日（月）から平成26年10月 8日（水）までの電子入札システム稼働時間中（午前 9時00分から午後 8時00分まで（ただし、10月 8日は午前 9時59分まで））。

紙入札による場合は、平成26年10月 8日（水）午前 9時59分まで。

(5) 開札の日時及び場所

平成26年10月 8日（水）午前10時00分

愛媛県公営企業管理局大会議室（愛媛県庁第二別館 2階）

(6) 問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2

電話 （089）912 - 1000 内線4623

又は（089）912 - 2794

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第 9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成26年 9月22日（月）午後 5時00分までに電子入札システムにより提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第 9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限

る。）により 3(6)に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased : hemodialysis system, 1 set

(2) Time limit of tender : 9 : 59 a.m., 8 October 2014

(3) For further information, please contact : Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Management Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2794